特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	南島原市 住民民基本台帳システム 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南島原市は、住民基本台帳システムにおける特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・内部による不止利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、生体認証やバスワードにより操作者を限定、追跡調査のためにコンピュータの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。

・外部との接続に当たっては、専用回線の利用、機構が管理するファイアウォールによる厳重な通信制御、侵入検知システム(IDS)による侵入検知、通信相手となるコンピュータとの相互認証、通信データの暗号化、通信プロトコルに独自のアプリケーションを用いる等の厳格な不正アクセス対策を

評価実施機関名

南島原市長

公表日

令和7年9月30日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務			
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務		
②事務の概要	南島原市では、住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、住民に関する正確な記録が整備されていなければならないので、住民記録システムを住民基本台帳法に基づき構築している。 住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行い、住民の居住関係の公証のため、住民票の写しの交付等を行っている。住民基本台帳ネットワークシステム(以下、「住基ネット」という)に本人確認情報を送信している。		
③システムの名称	住民記録システム 住民基本台帳ネットワークシステム		

2. 特定個人情報ファイル名

(1)住民基本台帳ファイル(2)本人確認情報ファイル(3)送付先情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠

1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)

(平成25年5月31日法律第27号)

・第7条(指定及び通知)

・第16条(本人確認の措置)

・第17条(個人番号カードの交付等)

2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)

・第5条(住民基本台帳の備付け)

・第6条(住民基本台帳の作成)

・第7条(住民票の記載事項)

・第8条(住民票の記載等)

・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)

・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)

・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)

•第22条(転入届)

・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)

・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)

·第30条の10

(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)

・第30条の12

(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(番号法第19条第8号に基づく主務省令:第三欄(情報提供者)が「市町村長」の可含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、5、76、81、83、84、86、87、91、920、132、136、137、138、141、14263、164、165、166の項) (番号法第19条第8号に基づく主務省令:なし	項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」が、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、7、96、106、108、110、112、115、118、124、129、13と、144、149、150、151、152、155、156、158、160、1

5. 評価実施機関における担当部署						
①部署	市民生活部市民課					
②所属長の役職名	市民課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	打正•利用停止請求					
請求先総務部総務秘書課、市民生活部市民課						
8. 特定個人情報ファイルの	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	859-2211 長崎県南島原市西有家町里坊96番地2 総務部総務秘書課 25 0957-73-6621 市民生活部市民課 25 0957-73-6647					
9. 規則第9条第2項の適用	目 []適用した					
適用した理由						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人かいの時点の計数か		[1万人以上10万人未満]		未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
		令和	令和6年4月1日 時点			
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か]	500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
	いつ時点の計数か		令和6年4月1日 時点			
3. 重大事故						
	内に、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
	項目評価書] 施機関については、それぞれ	1.重点項目評価語	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及 3) 基礎項目評価書及 3) 基礎項目評価書及	び全項目評価書	
2. 特定個人情報の入手(†	青報提供ネットワークシス	ステムを通じたり	(手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	-	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[(つ]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワー	一クシステムを通	これでは、	つ]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[〇]接続しない(入手) [(つ]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

	消去。
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業	[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢> 1) 特に力を入れている [十分である] 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住民基本台帳事務では、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。
9. 監査	
実施の有無	[O]自己点検 []内部監査 []外部監査
10. 従業者に対する教育・	啓発
従業者に対する教育・啓発	<選択肢>
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月19日	4. ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表 (別表における情報提供の根拠):第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のう 5、第四欄(相報)に付住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、10、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項)	【情報の提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のう ち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情 報)が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、1 1 6、18、20、23、27、30、31、34、35、37、 38、39、40、42、48、53、54、57、58、5 9、61、62、66、67、70、74、77、80、84、 85の2、89、91、92、94、96、97、101、1 0 2、103、105、106、107、108、111、11 2、113、114、116、117、120の項)	事後	記載誤りが判明したため修正 を行うもの
令和7年7月4日	I-1 ②事務の概要	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、総務省令に基づき、関連事務を機構に委任する。	⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの 交付ルに係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する法律に規定する個人番号、個人番号 カード、特定個人指令は観代等に関する命令 (平成26年11月20日総務省令第85号)第3 5条(個人番号通知書、個人番号カード関連事 務の委任)上記り機構に対する事務の一部の委 任が認められている。	事後	記載誤りが判明したため修正 を行うもの
令和7年7月4日	I -4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」に「住民票関係情報」が含まれる項(1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,74,77,80,84,850,28,99,192,94,96,97,101,102,103,105,106,107,108,111,112,113,114,116,117,120の項) (別表第二における情報照会の根拠):なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供オットワークシステムによる情報照会は行わない)	-番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠):第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報が、12、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、15、166の項)(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報無会の根拠)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律へ利5年法の引表第2の削除及び行政手続における時定の個人を識別するための番号の利用等に関するが決け、10年間、10年間、10年間、10年間、10年間、10年間、10年間、10年間
令和7年7月4日	I-9 規則第9条第2項の適用	-	-	事後	特定個人情報保護評価指針 の見直しに伴う基礎項目評価 書の様式改正に対応するため
令和7年7月4日	Ⅳ リスク対策	平成30年5月の特定個人情報保護評価指針の 変更に伴い、リスク対策を記載。	令和6年10月1日の基礎項目評価書の新様式 施行に伴い、「IV. リスク対策」の記載事項に 「8. 人手を介在させる作業」及び「11. 最も優先 度が高いと考えられる対策」を追加。	事後	特定個人情報保護評価指針の見値しに件予基礎項目評価 書の様式改正に対応するため

j		
i		
i		